

令和4年度
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：令和4年8月29日（月）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和4年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：令和4年8月29日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 事前説明事項

- ①西明石地区活性化に向けた都市計画道路(アクセス道路等)の決定及び用途地域等の変更について〔明石市決定〕

(2) 報告事項

- ① 東播都市計画用途地域等の変更について〔明石市決定〕
- ② 明石市都市計画マスタープラン(素案)について
- ③ 明石市立地適正化計画(素案)について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（10名）

安田会長

水野委員

嶋本委員

松井委員

吉田委員

三好委員

上田委員（代理）

石田委員（代理）

山渕委員

戒本委員

○出席幹事（5名）

久保田幹事

上田幹事

東幹事

松原幹事

高橋幹事

第1回明石市都市計画審議会

令和4年8月29日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○(事務局) ただいまから令和4年度第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。このたびの新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当審議会では出席者のマスクの着用、室内の換気などの対策を講じながら、できるだけ会議のスムーズな進行に努めてまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、本市では脱炭素社会の実現やジェンダー平等の実現に向けて、通年でノーネクタイ等の軽装に努めておりますことをご了承願います。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご覧ください。本日お手元には、配席図、昨年度に策定された「あかしSDGs推進計画」、最新の明石の都市計画(資料編)、都市計画の総括図、最後に用途地域に関する「建築物の用途制限の概要」を配付しております。

なお、次第、委員名簿、議事に関する資料5部を事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして、過不足ございませんでしょうか。

初めに委員及び幹事の変更などについて、ご報告させていただきます。委員名簿をご覧ください。条例第2条第2項第2号委員は、市議会議員の三好委員が、また第3号委員は、本日は代理で出席していただいておりますが、兵庫県加古川土木事務所長の上田委員、明石警察署長の石田委員が新たに加わりました。よろしくお願いいたします。

また、幹事につきましては、明石市政策局長の高橋、都市局道路部長の松原、下水道部長の久保田が新たに加わっております。よろしくお願ひいたします。その他委員、幹事については変更ございません。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。委員総数12名のうち、10名の出席をいただいておりますので明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。安田会長、よろしくお願ひいたします

○会長　　はい、それでは。朝夕は少し過ごしやすくなったような感じがしますが、日中は酷暑が続きますが、そうした中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、お手元の会議次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。

お手元の2番目でございますが、議事録署名人の選出。この件につきましては、審議会運営要領によりまして私から指名させていただくことになっております。

本日の議事録署名人は、嶋本委員さん、それから三好委員さん、お二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の議題はいずれも会議を公開することにより、個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長　　はい。それでは、本審議会の公開といたします。

傍聴者の方がおられましたら入場を認めますが、事務局より報告をお願いいたします。

○(事務局)　　はい、本日の傍聴者は7名です。これより案内いたしますのでし

ばらくお待ちください。

〔傍聴者入室〕

○会長 それでは議題に入ります。

お手元の会議次第にございますように、本日は事前説明事項が1件、報告事項が3件ございます。

まず、事前説明事項でございますが、これは明石市決定分の案件でございます。

「西明石地区活性化に向けた都市計画道路等の決定及び用途地域等の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

○企画・調整室 事前説明事項1、「西明石地区活性化に向けた都市計画道路等の決定及び用途地域等の変更について」ご説明いたします。失礼ですが、かけたままご説明させていただきます。基本的にはお手元にお配りしております資料に基づいてご説明させていただきますが、一部これまでの取組など詳細につきましては、前面のスクリーンのほうで補足させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、取組の経緯といたしましては、2011年から2014年の間に地域住民、学識経験者、市職員で構成されました「西明石活性化プロジェクト協議会」におきまして、まちの魅力向上、地域の活性化や西明石地域の南北一体化を図ることを目的といたしまして、現状把握から課題整理、課題解決の方策について検討がなされまして、2015年3月に「まちづくりの姿」という一冊の冊子としてまとめられたところです。こちらでは、地域共通の最優先課題といたしまして「JR西明石駅及び駅周辺の安全性と利便性が低い」ということと、「行政サービス機能及び地域交流拠点が不足している」ことが挙げられております。市といたしましても駅の南側からホームまでのバリアフリーに対応したルートがないということや、旧国鉄清算事業団用地の活用が図れていないということ課題として認識しておりまして、その解決方法につきまして検討を重ねてきたところでございます。スクリーンをご覧ください。現状では、駅南側からホームまでバリアフリーに対応したルートがないため、こちらの図面のお

り南側から車いすやベビーカーの方が在来線のホームに降りるまでに、一旦東口の自由通路を通り抜けて、新幹線の駅舎の改札から改札内に入っただいて、ホームに降りる必要がございます。まちづくりの姿で挙げられました「駅及び駅周辺の安全性と利便性が低いこと」の解決や旧国鉄清算事業団用地の活用に向けまして、市とJR西日本とで協議を重ねまして、駅周辺のまちづくりを共同で進めるということについて、概ねの方向性が固まったということから2020年12月に市とJRが協定を締結いたしました。

協定の内容につきましては、こちらの図面のとおり、お手元の資料では1ページの図面に記載しておりますけれども、そちらの事項について共同で取り組むということにしております。まず大きくピンクの線で囲んだ範囲の左上に赤く着色した四角い範囲が、六甲バターの工場跡地でございまして、こちらにJRにより駅ビルと新たな改札が整備されます。市は駅前広場と駐輪場を整備いたします。そこから丸い点線で下に伸びております線が駅前広場と明姫幹線を結ぶアクセス道路です。アクセス道路の左右に赤く着色した範囲がJRの社宅でございまして、こちらがJRにて住宅を中心とした開発が行われ、市はこの範囲内でサンライフ明石の建て替えを行う予定です。今回は、図面上、赤囲みをしております駅前広場とアクセス道路について都市計画道路として決定するというのと、それからピンクの線で囲っています駅周辺の高度利用を図るための用途地域等の変更につきまして、都市計画として手続を進めたいと考えております。

まず、都市計画道路につきましては、駅前広場とアクセス道路を資料2ページの図面に記載のとおり設定いたします。路線につきましては、西明石駅南線といたしまして、北側1,900平方メートルの駅前広場を含み、延長が440メートル、幅員16メートルの道路といたします。また、駅前広場の北側と西側に赤の斜線でハッチングしている箇所に地上から約2.5メートルの1階部分の空間を立体的な交通広場として設定をいたします。

次に西明石駅南線の道路幅員ですが、16メートルを計画しておりまして、一部右折レーンが必要となる箇所につきましては、1車線分の幅員を追加しました19メートルの幅員とする予定でございます。幅員の内訳としましては、片側1車線、3メートルの車道が2車線と、両側に3.5メートルの歩道、1メートルの自転車通行帯、それから横断防止柵ですとか道路標識などを設置するための施設帯を0.5メートル配置する計画となっております。

先ほど、駅前広場北西側の交通広場のことを少し触れさせていただきましたが、もう少し説明をさせていただきますと、資料では少し飛びますが9ページに図面を掲載しております。今回、設定する範囲は地上から約2.5メートルの範囲を駅前広場と一体となって歩行空間を確保するため、都市計画の交通広場として設定するものです。右上に断面図を載せておりまして、そちらにグレーで表示しています空間で、地上から2.5メートルより上の空間につきましては、その土地の所有者が活用できるというものでございまして、駅前の歩行者空間を確保しながら、効率的な土地利用を可能とするものでございます。

次の説明に参ります。資料は3ページにお戻りください。駅周辺地域の土地の高度利用を促進するため、資料3ページに記載のとおり都市計画道路に加えまして、用途地域等を変更いたします。変更前の図面で青い点線で囲んでいます範囲は現在、オレンジ色の準住居地域と黄色の第一種住居地域でございますが、これを変更後の図のとおりピンク色の近隣商業地域へ変更を行う予定です。この用途の変更に合わせまして、建ぺい率、容積率、また建物の高さ制限に係る第4種高度地区の指定解除、それから建物の延焼防止のため、準防火地域に指定するという変更を行います。

次に、都市計画の設定に向けまして、地域説明会を実施いたしましたので説明会の概要について報告いたします。説明会につきましては、資料4ページに記載のとおり、今年4月17日、日曜日に現地のサンライフ明石にて、市とJRの共同で開催しておりまして、約200名の市民の方にご参加いただいております。主な説明内容について

ては、その下に記載のとおりです。

次に、市からの説明としまして、資料4ページ下段に当日の資料を掲載しておりますが、青に白抜きの数字を書いております、その番号順に説明をしております。1番には、新たに改札ができますということ。2番に、駅の南側にエレベーターを設置し、バリアフリーになりますということ。3番が駅前広場。4番がサンライフ明石のリニューアル。5番が地域交流の場ができるということを説明しております。

説明会での主な質疑といたしましては、資料5ページにありますとおり、①「自由通路ができるのか」という質問がありまして、そちらについては今回は、改札のみの整備となりますが、自由通路については、JRとも課題を共通認識しております、今後も検討する旨を回答しております。ほかにも②の「アクセス道路に関連する通学路の安全対策」や④の「子供の遊び場の確保」についての要望もございまして、こちらについては今後検討いたしますということで回答をしております。

次に、意見記入用紙ですが、説明会の際に参加者の方より回収したものでございまして、多くの市民の方からご意見をいただくために説明会の際にお配りし、提出されたご意見について、主なものを抜粋して記載させていただいております。内容としましては、駅ビルへの期待をいただいていることや、サンライフ明石の建て替えに合わせて機能追加への期待、それから事業に関する情報提供を充実するようにご要望いただいたものなどがございました。

今後の予定ですが、資料6ページに記載しております。今後、9月に県知事協議、10月頃に都市計画案の縦覧を行いまして、11月頃、都市計画審議会、本審議を経て都市計画決定の告示を行う予定でございます。

説明は以上です。

○会長 はい。今、西明石前地区の都市計画道路及び交通広場の決定及び用途地域等の変更について、これまでの検討経緯、それから計画内容、さらにはそれに基づく地域説明会の結果について一括して報告、説明がございました。ご質問、ご意見が

ございましたら、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

では、私のほうから簡単なことですが。駅前広場に面した西側敷地については駐輪場をということでありまして、この駐輪場のアクセスは国道の側道からのアクセスは可能なんですかね。レベル差、その他はどうなんでしょうか。

○企画・調整室 はい。駐輪場へのアクセスでございますが、国道と今回の六甲バター工場跡地は高低差がございます、駐輪場予定地の南側の市道からアクセスする予定でございます。

以上です。

○会長 側道というか、レベル差がある。上の道路とはレベル差はない。そこは利用できない。要するに、掘割になっている上にも細い道路がありますよね。そこは使えない。

○企画・調整室 はい。今ちょうど画面上に出ております左側にBとB'と書いている断面があります。ちょうどそのBの辺りで明姫幹線の歩道と南側の市道が高さがすり合っているところになっております。そこから上に進むに従って、明姫幹線の歩道はJRの下をアンダーパスするために低くなってきております。そのため、そこについては駐輪場の敷地と段差ができていく状況になっておりまして、アクセスする場合にはちょうどそのBと書いてある、ちょっと右辺りぐらいから入っていただくという形を計画しております。

以上です。

○会長 都市計画決定の計画内容としては問題ないかと思っておりますけれども、実際の建築計画との整合で、歩行者と自転車利用者、自転車との分離といいますか、利用の調整というのは十分にされておいたほうが良いと思います。これは意見として申し上げます。ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 この都市計画、開発に伴ってですね、新設道路が南北にできまして、既

存の道路の道路改良とかも入ってくると思うのですが、それに際して、公安委員会とかと協議は現在までしていただいているかと思います。1点その中で既存の交差点でちょっと危険になるのではないかというところがありまして、その安全対策はどういうふうにするのかを確認させてください。位置が国道の250号の国道南交差点です。これの1個東側です。ロータリーからずっと新設道路が南北にでき、東西の既存の道路を改良して拡幅するという工事で、その西端が250号の国道南交差点に接続すると思います。その交差点の1個東の信号機のない、横断歩道だけある交差点。ここが公安委員会との協議のときにも話になったかとは思いますが、図面で見れば非常にいい道路ができて、非常に走行しやすい、いい道路かなと思います。しかし、実はここがかなり勾配がついており西から東にかけてかなり上りがきついような状態になっております。そこに信号機のない横断歩道があるということで、なおかつ信号機とも近接しています。要は道路改良によって、道路が非常によくなると車のスピードが結構出るような形になっているところに今、そういった悪条件がついているというところですね。横断者にとっては、非常に危険な状態になるのではないかと思います。なおかつ道路改良によって、横断歩道の距離も伸びてしまいますので、ここの横断対策、安全対策をどういうふうにするのかというのが問題点としてあるかと思います。その協議はずっとやっているんで、すぐに答えが出るようなものではないと思うんですが、今のところどのような安全対策をされていくのか、その方向性みたいなものだけでも確認できればなと思います。

○会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○企画・調整室 ただいま、ご指摘のありました交差点ですけれども、ご指摘のとおり国道250号から東に行くにつれて上っていきようなところになっておりまして、ドライバーからも見通しがしづらいところに信号のない横断歩道がございまして、西行きの車両が結構、朝夕渋滞する箇所です。その横断歩道を滞留している車の間から歩行者が飛び出すようなところになっておりますので、所轄始め県警本部の方と協

議をさせていただいているところです。先ほど、お話もありましたとおり、まだ解決策という確定したものには至ってはいない状況ですが、横断歩道については、中央分離帯のようなもので一旦区切る形で、歩行者が渡る際に、真ん中までは片方だけを確認して渡れる。真ん中で一旦、止まってまた反対側を見て渡れるというような方式なども考慮に入れながら、安全対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 その場合であれば、幅員構成は変わってくるような感じになりますか。

○企画・調整室 その中央分離帯をもし設けるのであれば、自転車などは2メートル近くありますので、自転車が止まったときに、はみ出さないような形で、場合によってはちょっと南北の歩道の幅員を考えないといけないかなと思っております。ただ、その場合も今回の都市計画決定の幅員の中で処理できるように考えていきます。

○委員 新たに何か用地買収とかではなくて、歩道の調整で行くというような感じですか。

○企画・調整室 はい。その予定です。

○委員 分かりました。

○会長 よろしいですか。はい、今後の設計上の問題点のご指摘と考え方ということであります。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、それでは、ほかご意見ないようでございますので、事前説明事項についてはここまでということで、次に進ませていただきます。続きまして、報告事項。3件ございますが、まず最初に「東播都市計画用途地域等の変更について」、事務局より説明をお願いします。

○都市総務課 報告事項1「東播都市計画用途地域等の変更について」ご説明させていただきます。失礼ながら着座にてご説明申し上げますことをご容赦ください。

まず本日の説明の流れについてですが、変更の経緯をご説明した後、変更内容に係ります用語について、簡単にご説明いたします。その後に変更の概要、変更の詳細内容をご説明し、最後に現在までの取組と今後の予定についてご説明いたします。

それでは内容に移ります。まず変更の経緯についてでございますが、用途地域の見直しは概ね5年ごとに行うこととされており、明石市では平成30年度までに7回の見直しを行っております。今回、前回の見直し以降における土地利用の現況や動向に対応するために明石市用途地域等見直し基本方針に基づきまして、第8回の用途地域等の見直しを行うものでございます。

次に用語の定義について、簡略にご説明させていただきます。まずは用途地域についてですが、資料はお手元のA4カラーのパンフレット、「用途地域による建築物の用途制限の概要」をご覧ください。こちらは用途地域の制限の一覧でございます。横軸に示される用途地域は、計13種類に分類され、各用途地域ごとに縦軸に示される建築物の用途、規模が制限されております。明石市におきましては、第二種低層住居専用地域と田園住居地域を除く11種類が運用されております。なお、市街化区域内におきましては、何らかの用途地域は必ず定めるものとされております。

次に、高度地区です。資料は先ほどの資料裏面、上段をご覧ください。こちらは明石市における高度地区の制限の一覧でございます。北側斜線の考え方にとり、敷地北側境界線からの距離に応じて高さを制限するものでございます。最も厳しい第一種から比較的緩い規制である第四種が指定可能でございます。なお、高度地区は県のガイドラインに基づきまして、商業系地域、工業地域、工業専用地域には指定されません。

次に防火、準防火地域です。防火地域、準防火地域は都市防災の観点から人が集中する商業利用の地などにおいて定め、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にすることなどによって、市街地を火災から守ろうとするものでございます。本市では、市中心部や鉄道駅周辺など地域の拠点となる地区において定めております。

最後に、特別用途地区でございます。建築基準法に定められました制限上、1万平方メートルを超える大規模集客施設は商業地域、近隣商業地域に加えまして、準工業地域にも立地可能な状態となっております。そこで明石市では、都市構造に大きな影響を与える店舗床面積1万平方メートルを超える大規模集客施設については、準工業地域全体にこれを規制する特別用途地区を指定することによって、その立地を一旦規制するというようにしております。

では、変更対象地区の選定と概要に移ってまいります。資料1ページ中段をご覧ください。ただきまして、前方スクリーンでは4ページの位置図をお示しいたしますので、適宜ご覧ください。

今回、見直し基本方針にのっとり選定された地区は、都市計画上の位置づけの変更や政策的な課題に対応を要する地区を選定いたします「課題地区」、そして土地利用の現況、動向から判別する「注目地区」、「境界変更が必要な地区」に大きく分類されております。また地区レベルの土地利用計画が明確化した地区については、今回該当はございませんでした。

まず課題地区の概要でございます。今回、選定された課題地区は、大久保町大窪地区の1地区でございます。こちらは区域面積約5.3ヘクタールの区域で大久保駅から1キロメートルほど北側に位置します。こちらの変更理由は、都市計画道路の整備の進捗に合わせた変更でございます。

次に注目地区の概要でございます。今回選定されました注目地区は、こちらの2地区でございます。②船上町地区は約2.3ヘクタールの地区でございます。JR明石駅と西明石駅の間、山陽電鉄西新町駅の南側に位置いたします。そして、③山手台地区は約0.2ヘクタールの区域でJR大久保駅から約2キロメートル北側に位置いたします。こちら2地区の選定理由は共に土地利用の現況に合わせた変更でございます。

次に、境界調整地区の概要でございます。市の西部から④二見町南二見地区。⑤魚

住町西岡地区1。そして⑥魚住町西岡地区2。⑦魚住町金ヶ崎地区が対象になっております。市の東部では⑧大久保東地区。⑨大久保町八木地区。そして最後に⑩西明石町5丁目地区が対象となっております。

それでは①の地区から順に各地区の変更内容を詳しくご説明いたします。お手元資料5ページをお開きください。

地区①大久保町大窪地区は、課題地区として都市計画道路の整備の進捗に合わせて変更する区域でございます。図の中央部、北西から南東に至る都市計画道路、こちらは山手環状線でこの大窪工区のみ未整備となっております。今回、この都市計画道路が令和2年10月に事業認可を受け、令和8年度中の完成を目指しております。山手環状線沿道では、当該区域のみ沿道の用途地域の緩和が指定されておりましたが、このたび整備の進捗に合わせ、周辺の用途地域に合わせた緩和を行うものでございます。この緩和により沿道への商業機能等の集積を誘導いたします。具体的には、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ変更を行うものでございます。なお、容積率、建ぺい率の変更はございません。また、高度地区等の地域地区についてもこちらは変更はございません。

次に、地区②船上町地区でございます。6ページをお開きください。こちらは注目地区として抽出された区域でございます。当該地には、かつて大規模な工場が存在しておりましたが、平成21年に工場が移転した後、宅地開発が行われた区域でございます。周辺街区にはいまだ小規模な工場などが点在している状況ですが、当該街区には戸建てを中心とした住宅が建ち並んでいる状況でございます。そのため、このたびこちらの用途地域を工場地域から第一種住居地域へと変更するものでございます。また用途地域見直しガイドラインに基づきまして、補完制度として周辺同様の第四種高度地区を新たに指定することといたします。なお、容積率、建ぺい率、その他の地域地区については変更はございません。また、規制強化による既存不適格建築物の発生は地区内、地区外共はないと考えております。

次に地区③山手台地区でございます。7ページをお開きください。こちら注目地区として抽出された区域でございます。当該地にはかつてスーパーマーケットが存在しておりましたが、平成27年頃に宅地開発が行われた区域でございます。当該街区には、戸建てを中心とした住宅のみが建ち並んでいる状況です。そのため、このたびこちらの用途地域を近隣商業地域から第一種低層住居専用地域へと変更し、新たに高さ制限10メートルを指定し、建ぺい率を80%から60%に、容積率を200%から100%に規制を強化するものでございます。外壁後退につきましては、明石市においては建ぺい率50%の第一種低層住居専用地域に限定して指定しておりますため、当該地には指定いたしません。また、用途地域見直しガイドラインに基づきまして、補完制度として準防火地域が指定されておりましたが、周辺に合わせこれを廃止いたしまして、建築基準法第22条区域といたします。また、高度地区を新たに指定いたしまして、第三種高度地区といたします。周辺市街地においては、第一種高度地区が指定されておりますが、過大な既存不適格建築物を生じさせないように配慮いたしまして、当該地は第三種としております。なお、ここにもともとあった地域の商業機能につきましては、100メートル程度南側の都市計画道路沿道に集積が見られます。当該地に存在いたしましたスーパーマーケットにつきましてもそちらに移転しておりますため、地域の商業環境への影響は少ないものと考えております。

次に地区④二見町南二見地区です。これ以降は境界調整を行う地区でございます。軽微な変更のため適宜、お手元資料をご確認いただきまして、スライドでは簡略にご説明いたします。こちらの地区は、道路整備によりこれまで道路中心とされていた境界が不明瞭となっていましたので、今回、新たに現況の道路中心に境界を調整いたします。変更範囲は道路ですので、民地への影響はございません。

次に地区⑤魚住町西岡1地区です。こちらの地区も同様に道路拡幅によるもので、現況の道路中心へ境界を調整するものでございます。こちら変更範囲は道路ですので、民地への影響はございません。

次に地区⑥魚住町西岡2地区でございます。こちらの地区も同様に道路拡幅によるもので、現況の道路中心へ境界を調整するものでございます。

次に地区⑦魚住町金ヶ崎地区でございます。こちらの地区も同様に道路拡幅によるものです。この地区⑦につきましては、準工業地域が変更されますため併せて指定される特別用途地区についても変更を行います。この地区では、準工業地域でなくなる区域について、特別用途地区を廃止するということとなります。

次に地区⑧大久保東地区でございます。こちらの地区は、土地区画整理事業の完了によりこれまで道路中心とされていた境界が不明瞭となっておりましたので、今回、新たに現況の道路中心へ境界を変更するものでございます。変更範囲に一部民地を含みますが、既に建ち並んでいる建築物への影響はございません。

次に地区⑨大久保町八木地区でございます。こちらの地区は、これまで敷地内通路の中心とされていた境界が不明瞭となっておりました。今回、新たに敷地境界線を含め存在する現況の水路中心へと境界を変更するものでございます。変更範囲は敷地境界線付近でございますので、既存建物への影響はございません。

最後に地区⑩西明石5丁目地区でございます。こちらの地区は、当初指定時点から境界がやや不明瞭であったため、このたび用途地域の境界を明らかにするものでございます。これまでの建築指導状況、あるいは建物の立地状況を調査いたしました結果、これを反映しておりますので、今回の変更が既存建物に与える影響はないというふうに考えております。また、この地区⑩につきましても準工業地域でなくなる区域につきまして、特別用途地区を廃止いたします。

以上が各変更内容のご説明となります。

次に、これまでの取組と今後の予定でございます。用途地域等見直し基本方針について、ご説明いたしました前回の都市計画審議会以降、兵庫県と変更素案について下協議を重ねてまいりました。また、8月17日には説明会を開催いたしまして、本審議会に臨んでおります。説明会につきましては、市の広報誌、市のホームページ等で

周知しておりましたが、参加者数は0名でした。なお、ホームページの閲覧件数は、説明会開催時点で423件、8月25日の時点で500件ということでした。

最後に今後の予定です。今後は、意見募集の結果を踏まえまして、10月に当審議会へ案の事前説明を行います。その後、12月に法定縦覧を予定し、令和5年1月頃開催予定の本審議会にて審議をいただいた後に年度内に告示予定となっております。

以上で本件、報告事項1「東播都市計画用途地域等の変更について」、ご説明を終えます。ご清聴、ありがとうございました。

○会長 はい。用途地域等の変更についてということで、10地区の変更内容の説明及びそれに基づく説明会の開催状況についての報告も合わせていただいたところでございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは特にご質問、ご意見ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、「明石市都市計画マスタープラン(素案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

○都市総務課 それでは報告事項としまして「明石市都市計画マスタープラン(素案)」につきまして、ご説明させていただきます。前面のスクリーンにて説明させていただきますが、合わせてお手元の資料をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず資料では1ページ目となります。本日は、都市計画マスタープランやこの後報告する立地適正化計画の素案について説明するに当たりまして、その上位計画やその他の計画との関係性について簡単に冒頭に説明させていただきます。

まず上位計画としましては、昨年度に市にて策定した「あかしSDGs推進計画」(明石市第6次長期総合計画)と県にて策定されました「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」がございします。市の長期総合計画につきましては、将来のあるべき姿

として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」としまして、住みやすい人の割合を100%。人口を30万人に維持することを目標としております。まちづくりの方向性として、経済として、「にぎわいと活力が持続するまち」。社会として、「すべての人が助け合い、安心して暮らせるまち」。環境として、「人にも自然にも地球にもやさしいまち」としまして、3側面の総合的なまちづくりを目指しております。具体的な計画の中身につきましては、本日皆様にお手元に計画書を配付しておりますので、また後でもご覧いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それら上位計画に基づきまして、各種個別計画にて施策の展開が図られますが、その中でも社会基盤整備関連の計画として、この明石市都市計画のマスタープランや後ほどご説明する明石市立地適正化計画、また明石市総合交通計画などの計画がございます。明石市都市計画マスタープランにつきましては、都市計画や社会基盤整備を中心とした理念や基本的な方針を提示するものであり、この方向性をもって都市計画の決定や変更、事業推進などを行ってまいります。明石市立地適正化計画につきましては、この中でも土地利用の方針を定めるものでございまして、明石市総合交通計画と共になってコンパクトなまちづくりを進めるものでございます。

続きまして、資料では2ページ目となります。本日は、計画の素案を確認していただくに当たりまして、昨年度まで中間報告した内容につきましては、新たな委員もいらっしゃると思いますので簡単に概要の説明をいたします。

まず現状につきましては、近年は中心市街地の活性化や子育て支援の充実、区画整理などによる開発などがこの10年間に精力的に行われまして、人口の増加などの効果を生んでいるところでございます。そういった状況を踏まえまして、今後の将来における主要課題として、記載のとおり8つの課題を整理しております。

続きまして、理念と方向性についてです。都市づくりの視点と将来都市像として、長期総合計画に合わせまして、環境、社会、経済を中心に整理しております。

それらを受けまして、方向性として5つの項目に整理しております。

続きまして、こちらは市の目標とする都市構造を整理した図となります。まちの核としましては、JR各駅や山陽電鉄の東二見駅を中心とした部分を位置づけまして、環境や景観の核、交通軸、環境軸、各ゾーンなどを位置づけまして、バランスのとれた空間づくりを行うこととしております。

続きまして、都市づくりの方針です。都市づくりの方針は、明石市全域に関わる基本的な方針でございます、6つの大きな項目に区分して定めております。

まず1番目の土地利用の方針につきましては、市街化区域や調整区域、商業や工業、住宅系の用途別の方針を定めております。

続きまして、2番目の都市施設整備の方針では、交通施設整備の方針として鉄道や道路、公共交通についての方針を定めています。また公園や緑地、下水道、河川などの施設整備の方針を定めております。

続きまして、3番目の環境保全整備の方針では、脱炭素型のまちづくりの方針や歴史や海辺、自然環境に関わる空間的環境、バリアフリー化や回遊性などの移動環境についての整備方針を定めております。

続きまして、4番目の景観形成の方針では、景観形成の考え方。

5番目、市街地整備等住宅地整備の方針では、面的な空間整備の考え方について定めております。

最後に6番目の都市防災の方針では、耐震化や不燃化、土砂災害や浸水対策などの考え方について定めております。

以上までが昨年度まで、ご報告させていただいた内容となります。

続きまして、資料では3ページ目となります。ここからは、新しく策定した地域別の方針について、ご説明させていただきます。地域は各小学校区を参考にしまして、市内を5地域に区分して整理しております。

まずは明石東部地域となります。地域の目標としましては、4つに区分してまして、

都市と海がつながるにぎわい、交流拠点の形成。暮らしの質を高める便利で快適な生活拠点の形成。住宅地における良好かつ持続可能な住環境の構築。豊かな文化、レクリエーション資源に触れられる回遊性の高い都市づくり、としており目標内容を示しているゾーンを地図に落とし込んでおります。主な方針としましては、例えば、市役所建て替えや明石港、東外構地区の再開発による海際の魅力向上と駅周辺との連携。大蔵海岸周辺でのレクリエーションや商業、サービス機能の強化。観光、歴史的資源を結ぶ回遊空間の形成などを掲げております。

続きまして、西明石地域となります。地域の目標としましては、広域拠点として活発な交流を育む都市づくり。都市活力の波及と利便性向上による住みたくなる住環境づくり。雇用を支える産業機能の維持、強化と住工共同の都市づくり。自然の資源を活用したまちづくりや回遊ネットワークの形成としており、目標内容を示しているゾーンを地図に落とし込んでおります。主な方針としましては、例えば、広域交通拠点としてのポテンシャルを生かした地域活性化。先ほどの説明でもございましたJR西明石駅南側の新たな改札設置や駅前広場、アクセス道路などの整備。あと藤江海岸から林崎海岸の連続性のある海辺の景観の保全などを考えております。

続きまして、大久保地域になります。地域の目標としましては、人々が集い、にぎわいがあふれる駅周辺の都市拠点づくり。人口増加に対応した住み続けたくなる魅力的な住環境づくり。住宅と工業地との良好な共存と、産業機能を高める環境づくり。緑と海と歴史を楽しむ回遊ネットワークの形成としておりまして、目標内容を示しているゾーンを地図に落とし込んでおります。主な方針としましては、JR大久保駅南側の公共用地など駅周辺における商業サービス業の強化や良好な住環境の整備。八木海岸から江井島海岸における魅力の強化と北部地域の土地活用と自然保全との調和。あと山手環状線、江井ヶ島松陰新田線などの都市の骨格を形成する道路の整備促進などを掲げております。

続きまして、魚住地域になります。目標としましては、JR魚住駅南北が一体とな

った暮らしの核となるまちづくり。地域の元気を支える駅と連携した住環境づくりと国道沿いなどでの総合環境の向上。自然、歴史、文化の魅力に触れ合うレクリエーション機能の強化。のどかさを感じさせるのを身近に親しむ都市づくりといたしまして、目標内容を同じようにゾーンを地図に落とし込んでおります。主な方針としましては、誰もが一緒に楽しめる「17号池魚住みんな公園」の活用。西岡海岸周辺の播磨灘の眺望を生かした歴史の趣のある景観形成などを掲げております。

最後の二見地域となります。地域の目標としましては、山陽電鉄東二見駅及び隣の西二見駅周辺の各機能の連携強化。あと南二見人工島での産業機能の維持向上と良好な住宅地との共存。明石海浜公園におけるにぎわい、レクリエーション機能の利用促進と防災機能の向上。そして地域内の道路の安全性の向上としておりまして、目標内容を同じように地図に落とし込んでおります。主な方針としましては、山陽電鉄の東二見駅周辺の商業、あと公共広域サービス機能の強化と隣の西二見駅周辺の商業機能の強化や公共施設の充実。あと明石海浜公園の海辺の魅力を楽しむ場としての維持強化などを掲げております。

続きまして、前面のスクリーンをご覧ください。計画の推進する方針としましては、計画の適切な運用としまして、広報誌やホームページなどで計画内容の公開や説明などを行いながら施策を推進してまいります。計画の見直しに関しましては、上位計画の改定や社会情勢の変化、市民のニーズへの対応が必要な場合は、随時、適切に見直してまいります。計画の進行管理に関しましては、適切にPDCAを行いながら進めてまいります。

以上が計画素案の概要となります。詳細を記載している計画書本編につきましては、資料の4ページ以降にまとめておりますので、またご覧いただければと思っています。

最後に今後の予定についてでございます。本年10月からパブリックコメントや市民説明会などを実施しまして、計画案を取りまとめ、来年1月開催予定の本審議会にて計画案を諮問しまして、年度末の3月に計画改定を行いたいと考えております。

以上、駆け足での説明となりましたが、以上で明石市都市計画マスタープランの素案について、報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。明石都市計画マスタープラン、計画素案について説明がございました。ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

では、私のほうから1点。全体構想の中の最後のところで都市防災の方針がありますが、この方針の文面、表現は適切かと思えます。これに対応する図面表示はありませんか。

○都市総務課 はい、そうですね。図面表示というのは、今回防災に関しましてはございません。防災については、この都市計画マスタープランの一部となります立地適正計画というのを、この後ご説明させていただきますが、その中で防災の大きな方針について、もう少し詳細にまとめているところがありますので、そちらのほうを見ていただければと思っています。

○会長 ただ、ほかは全部あるので、ここにも何か方針図があるほうが分かりやすい。やっぱり図面としてあるといいかなと思います。関心も高いことでしょうかから少し工夫ができれば、されたらいかがかなと思います。

○都市総務課 分かりました。そのあたりは一度検討してみたいと思います。

○会長 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○委員 計画自体に対しては、それでこのまま進んでいってもらえたらと思います。パブリックコメントの募集案内を私たちのほうにいただきたいと思います。何かご意見をいただくときに、そういう場で言えるときがあったら一緒にご意見を伺っておきたいと思いますので案内だけよろしくお願いいたします。

○都市総務課 はい、パブリックコメントにつきましてはまだちょっと詳細は決まってないんですけれども、おそらく10月、11月ぐらいに1か月以上は行うよう

な形になると思いますので。また案内文につきましては、各委員さんのほうに送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それではないようでございますので、報告事項の2につきましても以上とさせていただきます。

続きまして、最後の報告案件でございますが、「明石市立地適正化計画（素案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

○企画・調整室 報告事項3「明石市立地適正化計画（素案）について」、ご説明させていただきます。お手元には説明資料と計画素案をまとめてお渡ししておりますが、ページ数が多いため本日は内容を前面に映させていただこうと思っておりますので、スクリーンを見ながらお聞きいただければと思います。

1 立地適正化計画の概要でございます。こちらは素案第1章に当たります。立地適正化計画とは、都市の市民サービスや地域コミュニティが将来にわたって持続的に確保されることを目指し、都市再生特別措置法に基づき自治体が策定するものです。市街化区域の中に居住機能を誘導する区域を設定し、その中に医療や子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域を設定いたします。設定主体は明石市、対象区域は市内全域となります。

計画の主な記載事項としましては、まちづくり方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設、誘導施策、防災指針、目標指標となっております。本計画の目標年次は概ね20年後の2043年度、令和25年度としております。

続きまして、2 主な記載事項の考え方について説明いたします。1 まちづくり方針につきましては、素案では第3章に示しております。本市の現状と課題を大きく見ますと、本市の人口は現在も増加が続いており、今後も市街化区域内の人口密度は高水準を維持していくと考えられます。そのため現在の良好な住環境を維持し、誰もが便利に安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを目指すこととし、本計画に

おけるまちづくり方針を「みんなが快適に暮らすことができる～未来安心都市明石～」とします。

また、まちづくり方針を実現させるために4つの誘導方針を設定しております。

誘導方針の1つ目、「誰一人取り残さない住みよい環境の維持向上」としまして、現在の居住地を踏まえた居住誘導区域の設定やユニバーサルデザインのまちづくりに配慮し、誰もが快適に暮らせる居住環境形成を図ってまいります。

2つ目は、「住み続けたいまち」として、本市のさらなる魅力の向上として明石駅周辺や各地域拠点のにぎわいの創出を図ります。

3つ目は、「高齢化や多様なライフスタイルに対応した都市構造の構築」とし、各拠点に適切な都市機能を誘導し、生活利便性の維持向上を図り、公共交通ネットワークの維持を図ります。

4つ目は、「災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への変換」とし、災害リスクを市民に明確に伝えるとともに、防災だけでなく減災の政策を改めて確認し、災害リスクの軽減に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、2居住誘導区域につきましては、素案では第4章に示しております。本市の大部分は市街化区域で、人口密度や交通利便性が高く、既に住宅基盤づくりが進んでおります。また現在も人口増加が進んでおり、将来も大幅な人口減少は見込まれないことから基本的には市街化区域全域を居住誘導区域に設定し、居住区域の現状維持を図る方針としております。居住誘導区域から除外する区域としましては、市街化調整区域や保安林の区域、土砂災害特別警戒区域など、法令等により居住誘導区域に含まないこととされている地域と居住用建物が建てられない工業専用地域、また、本計画独自に設定する区域としまして、特定工場用地及び工業地域のうち住宅の立地が見られない地域を除外しております。なお将来、特定工業用地が廃止され、住宅地として利用が見込まれる場合は居住誘導区域に含める方針です。こちらは居住誘導区域の図面になっております。着色部が居住誘導区域となります。この着色部の外側の

赤い線が市街化区域になっておりまして、先ほど説明した居住誘導区域に含めない地域が白く抜けています。

続きまして、3都市機能誘導区域及び誘導施設につきましては、素案では第5章に示しております。まず1都市機能誘導区域につきましては、先ほど説明しました上位計画となる明石市都市計画マスタープランの中心核や主要地域核を踏まえ、明石東部地域、西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の5つの地域に設定し、拠点は各地域の拠点駅としております。なお、二見地域の山陽西二見駅は、都市計画マスタープランでは主要地域核ではありませんが、主要地域核である山陽東二見駅から近く、多くの人々が利用する大型商業施設が立地しており、東二見駅と一体的なまちづくりを推進するため本計画では拠点に設定しております。赤い印が都市計画マスタープランの拠点、青い印が本計画の拠点となります。

次に、都市機能誘導区域の範囲につきましては、徒歩や自転車などにより容易に移動ができ、かつ一定程度の都市機能が充実している範囲としまして、拠点となる駅から半径800メートルを目安とした区域、かつ用途地域が商業地域又は近隣商業地域に該当する区域と、現在主要な公共公益施設や商業施設などが立地する区域、また開発計画が具体となっている区域を念頭に設定いたしました。また本市において、バリアフリーを重点的に進める地区として、移動等円滑化促進地区が設定される地域については、その地区内に都市機能誘導区域を設定しております。

ここからは各地域の具体的な都市機能誘導区域をお示しします。図面の赤い線が都市機能誘導区域の境界、黒い丸の線が半径800メートルの区域となります。明石東部地域におけるJR朝霧駅周辺につきましては、現時点では具体的な区域設定を行いませんが、朝霧駅は周辺住宅地の交通拠点でありまして、大蔵海岸周辺には商業施設などが立地するなど地域の拠点となっております。今後のまちづくりの動向を踏まえながら適切な時期に区域を設定していく方針です。西明石地域につきましては、先ほど説明いたしました西明石の再開発を踏まえ、区域設定をしております。

続きまして、大久保地域につきましては、大久保駅周辺のイオンショッピングセンターやJ T跡地を含み、南側が明石医療センター、北側が高齢者ふれあいの里としております。

また魚住地域につきましては、南側は子育て支援センターのある明姫幹線、北側は現在、整備が進められております17号池魚住みんな公園までとしております。

二見地域につきましては、山陽東二見駅及び山陽西二見駅周辺を都市機能誘導区域といたしました。東二見駅周辺は、ふれあいプラザあかし西から明姫幹線まで、西二見駅周辺は、駅周辺の商業施設を中心とした区域としております。

こちらの図がここまでの居住誘導区域と都市機能誘導区域を表したものです。青色の部分が居住誘導区域で、この青色の居住誘導区域内のピンク色の部分が都市機能誘導区域となっております。市の全体で見ますと図のような形となっております。

続きまして、都市機能誘導施設につきましては、既存施設の立地と今後の開発予定などを踏まえまして、拠点駅周辺に誘導したいもの、また現在あるものを維持したい施設として、表のとおり行政窓口を有する施設、保健施設、子育て支援施設、延べ床面積1万平方メートル以上の商業施設、地域医療支援病院、社会教育施設、文化交流施設の7種類を設定いたします。また参考までに主な既存施設を表の右側のほうに記載しております。例えば、行政窓口でしたら市役所本庁舎、あかし総合窓口、各市民センターなどです。保健施設としましては、あかし保健所のみになります。子育て支援施設では、明石こどもセンターやあかしこども広場、商業施設はアスパシア明石、イオン明石ショッピングセンター、イトーヨーカドー明石店が当たります。地域医療支援病院としましては、明石市立市民病院、明石医療センターが、社会教育施設としましては、図書館、あと文化博物館、天文科学館が当たります。文化交流施設としてましては、明石市民会館や西部市民会館、勤労福祉会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、サンライフ明石が当たります。

各都市機能誘導区域における誘導施設につきましては、既存施設の立地状況や市の

施策方針などを踏まえ、設定しております。例えば、保健施設は、あかし保健所だけになりますので、大久保地域だけに丸がつくような形になっております。保健所というのは、市に幾つも誘導するものではないので、大久保地域にこのまま維持していきたいという方針ということです。また、居住誘導区域や都市機能誘導区域、都市機能誘導施設に関しては、この設定により特に市民生活に強制力を働きかけるものではなく、あくまで市の方針を示す側面が強いものです。区域外の動きに関しては届出が必要な場合がありますが、この届出制度は市が動きを把握するための制度となっております。

続きまして、誘導施策につきましては4つの誘導方針を踏まえまして、居住誘導に関する施策、都市機能誘導に関する施策、公共交通等に関する施策、防災に関する施策に分けて、本市の最上位計画の長期総合計画である「あかしSDGs推進計画」、総合戦略計画である「あかしSDGs前期戦略計画」に即して取組を進めてまいります。例えば、居住誘導に関する施策では、安全で快適な市街地環境の整備やユニバーサルデザインのまちづくりなどを進める、都市機能誘導に関する施策では、市内の均衡ある発展を目指した取組や、公共施設配置の適正化などを記載しております。

防災指針につきましては、第8章に示しております。防災指針は、まず災害リスクの状況を整理しまして、リスクを分析し、課題を抽出いたします。大きく見ますと、本市の災害リスクは主に洪水、高潮といった水害や地震が想定されております。川沿いや海沿い、そういったところに災害が想定されている状況となっております。想定される災害リスクに対し、防災まちづくりの将来像、災害リスクを知り、市民と共に気づく防災、減災のまちづくりを目指しまして、防災の上位計画である「あかし安全のまちづくり計画」や「明石市地域防災計画」に即して、防災・減災に関する取組を進めてまいります。取組内容としましては、災害リスクの周知、監視体制の強化としまして、災害リスクに関する情報の共有や災害情報伝達体制の促進など、避難誘導や避難所の充実として、防災拠点の整備、避難場所の安全性の向上など、災害に強いま

ちづくりとして安全な市街地の整備、建築物の耐震化、不燃化等の促進などを進めていきます。

目標指標につきましては、4つの誘導方針に対し、4つの指標を設定しております。「誰一人取り残さない住みよい環境の維持向上」という誘導方針に対しましては、居住誘導区域内の人口密度を設定しております。「住み続けたいまち」として、「本市のさらなる魅力の向上」という誘導方針に対しましては、都市機能誘導区域内の誘導施設数を設定いたしました。「高齢化に対応した都市構造の構築」という誘導方針につきましては、明石市総合交通計画と連携しまして、公共交通利用圏を数値として設定しております。「災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への転換」という誘導方針につきましては、総人口にしめる避難所、避難場所の避難圏域の人口割合をそれぞれ目標指標として設定しております。詳しくは、お手元の素案を見ていただきましたらと思います。

最後に今後のスケジュールにつきましては、9月の常任委員会に今回と同様の報告を行った後、都市計画マスタープランと同様、10月から11月にかけてパブリックコメント、市民説明会を行いながら、市民の意見を伺いまして計画案を作成いたします。また計画案につきましては、来年1月の都計審に諮問し、ご意見のほうをいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 はい。都市再生特別措置法に基づいて、新たに策定されます明石市立地適正化計画の素案についての説明がございました。ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでも結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 ご説明、ありがとうございました。

少し細かなところで1点質問させていただきます。最後の目標指標のところのご説明があったかと思うのですが、誘導方針③の目標指標のところ、目標値が現状より

も少ない数字が設定されて、91.8%基準値で、目標値が「90%以上」というような、そういう表現になっています。これはほかの数値を見てましても現状維持を目指すというような方向と見ていますが、ここだけ数字が減っているのは、もう致し方がないといいますか、何か根拠があつての設定なのか、教えていただけたらと思いました。

○会長 はい、ありがとうございます。

○企画・調整室 ありがとうございます。こちらの数値につきましては、明石市総合交通計画の目標より流用しているところもございまして、こちらは別途の会議のほうで十分ご議論いただいた数値だと聞いておりますので、そちらを今回は流用させていただいております。

○都市総務課 少し補足させていただきます。私、総合交通計画も担当しております。ここの設定、まだ検討中ではありますが、現在、バスの交通、公共交通の利用圏域は91.8%で結構、明石市内は交通の便がいいほうだと思います。ただ、今交通の流れとしまして、このコロナの関係で人の移動というのが大分制限されて、新聞とかでも結構、話が挙がってますけど鉄道やバスというのは非常に厳しい状況ではあります。その中で、これ以上人口が爆発的に拡大するのであればもっともっとバスや鉄道を広げていこうというのは委員のご指摘のとおり、パーセントをずっと上げていくということをしていきたいんですけども、今の状況的にはどちらかと言うと、今利便性が高いのでこれを維持していこうというのが大事な目標になってきてますので、これ以上減らさないという思いもあつて90%以上という、向上するような数値ではないのですけれども、維持していこうという形で今のところ設定しようとして検討しているところでございます。

以上でございます。

○会長 はい、いいですか。

私あまり発言するとあれですけど。もう1つ、「基準値」という表現は、これは国

の方針の中で基準値になっているのですか。要するに現況値ですよ。

○企画・調整室 はい、そうですね。

○会長 基準値には相違ないけれど、何か対外的にというか、基準というものがあるように見える。ちょっと工夫されたほうがいいかと思います。

○企画・調整室 はい、ありがとうございます。検討してまいります。

○会長 それともう1点。細かなことで恐縮なんだけど、都市機能誘導施設はこれは市の施設しか列挙しないのですか。

○企画・調整室 都市機能誘導施設につきましては、商業施設は民間の施設です。

○会長 それ以外はいかがですか。

○企画・調整室 病院につきましては、明石医療センターも民間施設となります。

○会長 いや、気になったのは、社会教育施設で県立図書館は入らないのでしょうか。理由があれば別ですが、少し皆さんがよく使われているような施設については、少し丁寧にやられたらどうかと思います。すみません。ほか、いかがでしょう。

それから先ほども都市計画マスタープランのところでのご質問がありましたけれども、それと同様でこれ同時に説明会、パブリックコメントされるんですかね。

○企画・調整室 はい、同時に行おうと思っております。

○会長 これ両方の関係性をどういうふうに説明するか、ちょっと工夫していただかないと。計画を策定されているほうからすると、お分かりなんだけれども。一般の市民の方からいくと都市計画マスタープランの記述とこれとが一体どういうものかということになってくるので、それぞれの部局が違って説明会やって、パラレルですという場合は、両方がどういう関係性があるのか説明した方がいい。あるいは一緒にやれる工夫も含めてしたほうがいいのではないかというふうに思います。これは、お答えいただくというよりは、そういう意見があったというふうにとどめていただいたら。

○企画・調整室 ありがとうございます。

○会長　　ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。今日は説明のボリュームが多いものですから。よろしゅうございますか。それじゃ、特にこれ以上ご質問、ご質問、ご意見ないということですので終わらせていただきます。

それでは、本日用意されております報告事項の3つは以上でございますので、以上をもちまして議題は終了いたします。

続きまして「その他」として、事務局から報告等ございますか。

○都市総務課　　はい、都市計画に関して、その他報告することは特にございません。

○会長　　はい。それでは、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

○（事務局）　　皆様、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の予定は全て終了させていただきます。

（閉会　午後3時29分）